北海道精神保健福祉審議会委員応募要領

道では、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、昭和４０年に「北海道精神保健福祉審議会条例」（以下「条例」という。）を制定し、知事の附属機関として「北海道精神保健福祉審議会」（以下「委員会」という。）を設置しています。

この審議会は、知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して知事に意見を具申することができます。

この度、当審議会委員の改選にあたって、委員の一部を道民の方から公募します。

１　応募資格

委員に応募しようとする方は、次の条件を満たすことが必要です。

（１）北海道に居住する満２０歳以上の者（性別は問わない。）

（２）次のいずれかに該当する者（「北海道精神保健福祉審議会条例」第２条第２項）

ア　学識経験を有する者

イ　精神障害者の医療に関する事業に従事する者

ウ　精神障害者の社会復帰の促進又はその自立と社会経済活動への参加の促進を図るための事業に従事する者

※ ただし、国又は地方公共団体の議員及び職員の方は応募できません。

２　公募人員

１名

３　委員の任期

令和５年６月１日から３年間

４　委員の仕事

他に選考されている委員（１４名）とともに、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項について、調査審議をしていただきます。

５　報酬等

審議会に出席いただいた場合は、道の規定に基づき、報酬及び旅費をお支払いいたします。

６　応募方法

（１）テーマ『精神障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、どのような取組が必要か』に関する作文（800 字以内、参考様式）と道で定めた応募用紙を同封の上、提出してください。

応募用紙については、ホームページからのダウンロード、または道庁保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課、各総合振興局（振興局）保健環境部保健行政室（地域保健室）健康推進課及び各市町村にお問い合わせください。

（２）応募期限及び提出方法

令和５年４月２６日（水）（持参の場合は当日の１７時３０分）までに道庁保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課あてに郵送、メール又は持参してください。

７　選考について

選考委員会において、作文及び応募用紙記載内容（精神保健福祉に関わるこれまでの活動や知見、思いなど）により総合的に選考いたします。

なお、選考結果は５月中旬以降に応募者全員にお知らせします。

８　応募先・問い合わせ先

北海道保健福祉部障がい者保健福祉課精神保健医療係
〒060-8588　札幌市中央区北３条西６丁目
電　話　０１１－２３１－４１１１（内線：２５－７１１）
ＦＡＸ　０１１－２３２－４０６８
e-mail　hofuku.shohuku1@pref.hokkaido.lg.jp